

## ○能代市こども家庭センター設置運営要綱

令和7年3月31日

告示第40号

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の規定に基づき、母子保健及び児童福祉の両機能の連携・協働を深め、一体的に相談支援を行うため、能代市こども家庭センター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 センターは、市民福祉部子育て支援課に設置する。

(対象者)

第3条 センターにおける支援の対象者は、市内に居住する全ての妊産婦、子育て世帯及びこどもとする。

(業務内容)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務
- (2) 母子保健法第22条第1項各号に掲げる業務
- (3) 能代市要保護児童対策地域協議会の調整機関としての業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(職員配置)

第5条 センターには、「こども家庭センターガイドライン」について（令和6年3月30日付けこ成母第142号こども家庭庁成育局長、こ支虐第147号こども家庭庁支援局長連名通知）に基づき、センター長、統括支援員その他必要な職員を配置する。

(個人情報の取扱い)

第6条 センターに配置された職員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、対象者の個人情報を適切に管理するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(能代市子育て世代包括支援センター事業実施要綱及び能代市子ども家庭総合支援拠点の設置運営に関する要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 能代市子育て世代包括支援センター事業実施要綱（平成30年能代市告示第128号）
- (2) 能代市子ども家庭総合支援拠点の設置運営に関する要綱（令和4年能代市告示第39号）